

和歌山県緊急消防援助隊
航空部隊受援計画

平成29年12月

和歌山県

和歌山県緊急消防援助隊航空部隊受援計画 目次

| | | |
|------|----------------------------|----|
| 第1章 | 総則 | 1 |
| 第2章 | 事前計画 | 2 |
| 第3章 | 指揮体制及び通信運用 | 5 |
| 第4章 | 航空部隊の運用等 | 6 |
| 資料等 | | |
| 資料1 | 和歌山県防災航空隊の参集基準 | 8 |
| 資料2 | 南紀白浜空港ヘリベース等基本情報 | 9 |
| 資料3 | ヘリベースの駐機予定エリア | 10 |
| 資料4 | ヘリベース及びフォワードベース候補地一覧 | 11 |
| 資料5 | ヘリベース及びフォワードベース候補地の状況 | 12 |
| 資料6 | 航空機燃料取扱業者 | 16 |
| 資料7 | フォワードベース設置候補飛行場外離着陸場 | 17 |
| 資料8 | 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場所 | 19 |
| 資料9 | 要請から出動までの体系図 | 20 |
| 資料10 | ヘリベースにおける班編制及び各班の任務 | 21 |
| 資料11 | 航空部隊運用及び支援要領 | 22 |
| 様式1 | 緊急消防援助隊航空部隊進出拠点に関する情報提供FAX | 26 |
| 様式2 | 緊急消防援助隊航空部隊情報提供FAX | 27 |
| 様式3 | 受付書 | 28 |
| 様式4 | 緊急消防援助隊航空部隊体制図 | 29 |
| 様式5 | 離着陸拠点情報 | 30 |
| 様式6 | ヘリベース運用機体に関する情報 | 31 |
| 様式7 | 任務受付付与記録 | 32 |
| 様式8 | 活動指示書及び完了報告書 | 33 |
| 様式9 | 活動日誌(全体) | 34 |
| 様式10 | 無線使用周波数リスト | 35 |
| 様式11 | ヘリベース配置図 | 36 |

和歌山県緊急消防援助隊航空部隊受援計画

第1章 総則

第1 目的

この計画は、和歌山県内の市町村において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、緊急消防援助隊航空部隊（以下「緊援隊航空部隊」という。）が円滑に活動できる体制の確保等を図るため、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第36条の規定に基づく和歌山県緊急消防援助隊受援計画（以下「全体受援計画」という。）に定めるもののほか、緊援隊航空部隊の受援について必要な事項を定める。

第2 用語の定義

この計画（以下「航空部隊受援計画」という。）において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) ヘリベース（HB）

災害の終始を通じて、緊援隊航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮（指示、任務付与）を実施し、かつ駐機、給油、装備、整備及び宿泊（近隣宿泊を含む。）が可能な拠点及び航空部隊の進出拠点（集結場所）をいう。

(2) フォワードベース（FB）

被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全にかつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機及び装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。被災地近傍において、航空活動を安全かつ効率的に行うことを目的として設置する補給地点・供給点などに使用する場外離着陸場も対象とする。

(3) ランディングポイント（LP）

上記(1)及び(2)以外で、救助者や緊急物資の陸上部隊引継ぎなどの災害対応のための離着陸を行う地点をいう。

なお、離着陸に係る法的な位置付けは次のとおり。

ア 航空法（昭和27年法律第231号）第79条ただし書きの規定に基づき、離着陸について国土交通大臣の許可を受けた地点

イ 災害救助活動上の必要性からパイロットの判断に基づき離着陸を行う地点

航空法第81条の2の規定により、同法第79条による離着陸場所の制限を受けない。

(4) 消防応援活動調整本部

被災地の応援等のため市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、法第44条の2の規定に基づき被災地の属する都道府県知事が設置するものをいう。

(5) 航空運用調整班

大規模災害発生時には、消防、警察、海上保安庁、自衛隊、ドクターヘリ等、各救難機関のヘリコプターが被災都道府県に応援に集結することにかんがみ、これら各救難機関のヘリコプターの迅速な運用を図るとともに、運用調整を図るため都道府県災害対策本部に設置されるものであり、各機関の航空担当者が活動エリアや任務の調整を行うものをいい、原則として和歌山県災害対策本部（以下「災対本部」という。）総合統制室応急対策班ヘリ調整グループがその任にあたるものとする。

(6) ヘリベース指揮者

ヘリベースにおける緊援隊航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮（指示・任務付与）を行う者をいい、原則として和歌山県防災航空隊長がその任にあたるものとする。

(7) 地上支援活動員

被災地のヘリベース等において、ヘリベース指揮者の指示の下、緊援隊航空部隊へ気象情報や飛行・離着陸障害情報を提供するなど運航支援を行うとともに、航空部隊のための食糧や燃料などの補給等の後方支援及び運航支援を行う航空隊員、消防職員又は地方公共団体の職員をいう。

第3 緊援隊航空部隊の活動分類

この計画において、緊援隊航空部隊の活動分類については、次のとおりとする。

- (1) 情報収集活動
- (2) 消火活動
- (3) 救急活動
- (4) 救助活動
- (5) 緊急人員(部隊)輸送
- (6) 緊急物資輸送
- (7) その他（ヘリベースの後方支援活動、SCU支援活動、避難誘導、広報等）

第2章 事前計画

第4 和歌山県防災航空隊の参集基準

和歌山県防災航空隊の参集基準は、資料1のとおりとする。

第5 ヘリベースの決定

和歌山県におけるヘリベースは、原則として南紀白浜空港とする（最大受入機体数は31機（耐圧：換算単車輪荷重23トン）：天候等により受入機体数が減少することがある）。

また、南紀白浜空港の基本情報（資料2（航空写真は資料3））については、消防庁が集約し、緊援隊航空部隊として登録されている航空隊へ情報提供するものを活用する。

なお、南紀白浜空港が使用できない場合及び南紀白浜空港から被災地が遠隔地である場合は、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）が、被災市町村等及びヘリベース指揮者と協議の上、代替ヘリベースを「ヘリベース及びフォワードベース候補地一覧」（資料4）の中から決定する。

第6 地上支援活動員の招集

大規模災害時において、ヘリベース指揮者が必要と認めるときは、地上支援活動員の招集を調整本部に依頼する。

調整本部は、災対本部と調整の上、広域防災拠点要員又は災対本部の支部員、被災市町村職員等の中から必要人員を招集するものとする。

第7 ヘリベース（南紀白浜空港）への受入体制

調整本部は、緊援隊航空部隊の応援要請を行った場合及び要請要綱第26条に規定する迅速出動の適用基準に該当する災害が発生した場合（以下「応援要請後」という。）、南紀白浜空港管理事務所長に対して、緊援隊航空部隊の受入れについて、次のとおり依頼するものとする。

(1) 日中における受入れ

緊援隊航空部隊が南紀白浜空港へ駐機できるよう、空港機能の維持及び駐機場の拡大を依頼する。

(2) 夜間における受入れ

前号の事項に加え、夜間照明の準備等を依頼する。

第8 緊援隊航空部隊の燃料補給体制の確保

(1) 燃料補給体制

緊援隊航空部隊の航空機への燃料補給は、原則として南紀白浜空港にて行うこととし、調整本部は、航空機燃料取扱業者（資料6）に対し、緊援隊航空部隊の活動に必要な燃料補給を依頼するとともに、必要に応じ政府災害対策本部に対し、災害時石油供給連携計画に基づく燃料供給要請を行うものとする。

また、ヘリベースで燃料供給ができない場合、ヘリベースが南紀白浜空港以外に設置された場合及びフォワードベースが設置された場合で燃料補給が必要な場合は、資料4の燃料備蓄量を勘案し、ヘリベース指揮者において、調整本部及び災対本部総合統制室応急対策班ヘリ調整グループ及び航空燃料取扱業者と協議の上、燃料補給の実施方法について決定する。

(2) ヘリベース指揮者は、夜間における燃料供給体制を確保するため、航空燃料取扱者に南紀白浜空港又は南紀白浜空港以外の場所における夜間給油を依頼するものとする。

第9 食糧の計画備蓄等

(1) 和歌山県防災航空隊は、緊援隊航空部隊等に対する食糧等を確保するため、当該ヘリベースにおいて駐機可能機体数に応じた隊員数を参考に、最低限必要（35人分）な食糧及び飲料水等を備蓄しておくものとする。

(2) 緊援隊航空部隊の駐機可能機数に応じて、宿泊場所について事前に把握し、周知するものとする。

第10 緊援隊航空部隊等との情報連絡

応援要請後における消防庁及び緊援隊航空部隊等との情報連絡については、次のとおりとする。

(1) 緊援隊航空部隊等への情報提供

ヘリベース指揮者は、調整本部及び災対本部総合統制室応急対策班ヘリ調整グループと調整の上、ヘリベース状況等の情報を様式1「緊急消防援助隊航空部隊進出拠点に関する情報提供FAX」により、速やかに緊援隊航空部隊及び総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空担当（以下「消防庁航空担当」という。）に情報提供するものとする。

(2) 緊援隊航空部隊からの情報収集

ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の航空機、出動人員及び人員構成等の情報を様式2「緊急消防援助隊航空部隊情報提供FAX」により、緊援隊航空部隊及び消防庁航空担当から速やかに収集するものとする。

(3) 緊援隊航空部隊等の連絡先

緊援隊航空部隊等の連絡先については、予め消防庁から配付されているデータベース等から収集するものとする。

(4) 情報連絡方法

原則として防災行政無線、有線電話、携帯電話、有線ファクシミリ及び電子メールによるものとするが、有線途絶等の場合は、イリジウム衛星電話等の衛星電話を活用するものとする。

第11 指揮支援部隊長の受入体制

ヘリコプターによる指揮支援部隊長及び消防庁職員等の受入れについては、全体受援計画によるほか、調整本部とヘリベース指揮者とで調整の上、次のとおり行うものとする。

なお、被災状況により、受入困難な状況が確認されたときは、速やかに消防庁航空担当に連絡する。

- (1) 離着陸場所は、原則として和歌山県庁南別館屋上ヘリポートとし、離着陸の際の安全管理は災対本部総合統制室の職員が行う。
- (2) 和歌山県庁南別館屋上ヘリポートが使用できない場合の離着陸場所は、和歌山市内のヘリコプター離着陸可能場所の中から使用可能な場所を指定し、調整本部は指揮支援部隊長及び消防庁職員等が搭乗する航空隊に連絡する。

また、離着陸場所からは、和歌山市消防局の車両（和歌山市消防局の車両が確保できない場合は、和歌山県庁の車両）により調整本部へ移動する。

第12 指揮支援隊長の受入体制

ヘリコプターによる指揮支援隊長の受入れについては、調整本部とヘリベース指揮者との間で調整の上、次のとおり行うものとする。

- (1) 離着陸場所は、原則として南紀白浜空港とし、その後、空路又は陸路で被災市町村（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動する。
- (2) 南紀白浜空港から空路で被災市町村（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動する場合の離着陸場所については、調整本部とヘリベース指揮者との間で調整の上、速やかに決定するものとする。
- (3) 南紀白浜空港から陸路で被災市町村（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動する場合の車両については、調整本部又は被災市町村（被災地管轄消防本部）で調達するものとする。

第13 フォワードベースの設定

- (1) 調整本部及びヘリベース指揮者は、被災地がヘリベースから遠隔地である等、緊援隊航空部隊の活動上必要と認める場合は、資料4（航空写真は資料5）又は資料7の中からフォワードベースを設定するものとする。
- (2) 調整本部及びヘリベース指揮者は、フォワードベース設定にあたり、フォワードベース管理者等と使用の可否等について協議し、被災地管轄消防本部に連絡するものとする。

第14 フォワードベースの安全管理体制等

- (1) フォワードベースにおける安全管理は、当該フォワードベースが被災市町村内に設置された場合は当該市町村職員又は被災地管轄消防本部職員等が行い、それ以外の場合は当該地域の広域防災拠点要員又は災対本部の支部員が行う。
- (2) ヘリベース指揮者は、フォワードベースの運用を行う上で必要がある場合は、和歌山県防災航空隊員（緊援隊航空部隊の航空隊員を含む。）を派遣するものとする。
- (3) ヘリベース指揮者は、フォワードベースにおける航空機の燃料補給体制を確保するため、必要に応じてフォワードベースを管轄する消防長に対し、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書きに基づく「危険物の仮貯蔵・仮取扱」の申請手続きを行うものとする。ただし、フォワードベースを被災市町村内に設置した場合は、当該市町村が申請手続きを行うものとする。
- (4) ヘリベース指揮者は、フォワードベースにおける「危険物の仮貯蔵・仮取扱」の承認がなされたことを確認の上、資料6の航空機燃料取扱業者等にドラム燃料の搬送を依頼する。

第15 ランディングポイントの設定

- (1) 調整本部及びヘリベース指揮者は、任務、被災状況により、緊援隊航空部隊の活動上必要と認める場合は、全体受援計画資料8に定める「ヘリコプター離着陸可能場所」の中から、ランディングポイントを設定するものとする。

なお、ヘリベース指揮者は、災害救助活動上の必要性から、パイロットの現場視認による判断に基づき、必要に応じてランディングポイントに設定することができるものとする。

- (2) 調整本部及びヘリベース指揮者は、ランディングポイントの設定にあたり、災対本部総合統制室応急対策班ヘリ調整グループ及び被災地を管轄する消防本部（又はランディングポイント管理者）と協議するものとする。

第16 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場所の設定

調整本部及びヘリベース指揮者は、ヘリコプターにより傷病者を災害拠点病院へ搬送する場合の離着陸場所について、資料8を参考に離着陸場所を設定するものとし、設定にあたっては、離着陸場所を管轄する消防本部（病院内にヘリポートを有する場合は当該病院等施設管理者を含む。）及びDMAT等と協議するものとする。

なお、多数の傷病者が発生し、搬送ヘリコプターの離着陸スペースが複数必要となる場合は、調整本部及びヘリベース指揮者は、被災地を管轄する消防本部、フォワードベース管理者及びDMAT等医療班と協議の上、資料7の中から設定するものとする。

第3章 指揮体制及び通信運用

第17 要請から出動までの体系

応援活動に従事する緊援隊航空部隊の要請から出動までの体系は、資料9のとおりとする。

第18 航空機の無線運用体制

緊援隊航空部隊活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については、資料11「航空部隊運用及び支援要領」第5項「航空無線運用体制」のとおりとし、運用にあたっては調整本部と調整する。

なお、被災地が複数の都道府県にわたり、各々の都道府県において緊援隊航空部隊が活動する場合は、各都道府県の調整本部間において、使用する統制波等について調整を行うものとし、調整結果については、ヘリベース指揮者に連絡するものとする。

第19 ヘリコプターテレビ電送システムの運用

緊援隊航空部隊が搭載するヘリコプターテレビ電送システム（以下「ヘリテレ」という。）の受信・運用体制は、次のとおりとする。

- (1) 無線中継所及び可搬型受信装置

ヘリテレの映像・音声電波（15GHz帯）を無線中継所で受信し、和歌山県防災センターに送信する。

また、必要に応じて可搬型受信装置等をヘリコプター又は車両等により被災地に搬送して受信し、可搬型衛星地球局を経由して和歌山県防災センターに送信する。

ア 15GHz帯の使用周波数の設定

15GHz帯消防指定4波のうち、特に指定する場合を除き、和歌山県主運用波である「Cch（14.84GHz）」を使用するものとする。

イ 400MHz 帯の使用周波数の設定

連絡用無線に係る 400MHz 帯消防指定 4 波のうち、特に指定する場合を除き、和歌山県主運用波である「C c h (398.925MHz)」を使用するものとする。

ウ ヘリテレ連絡用無線 (400MHz 帯) 呼出し名称

ヘリテレ連絡用無線の呼び出し名称は次のとおりとする。

- (ア) 緊援隊航空部隊・・・「〇〇 (応援航空機呼出し名称)」
 - (イ) 和歌山県防災センター・・・「ぼうさいわかやまけん」
 - (ウ) 可搬型受信局・・・「しょうぼうちょうヘリテレ 23」
- (2) ヘリテレ映像の配信
緊援隊航空部隊からヘリテレ映像情報を受信した場合は、消防庁、被災地市町村 (消防本部) に対して、積極的に配信するものとする。
- (3) ヘリコプター位置情報システムの併用
ヘリテレ運用時、「ヘリコプター位置情報システム (消防庁規格)」を搭載した航空機は、原則として、ヘリコプター位置情報 (消防庁規格) を電送するよう求めるものとする。

第 20 衛星電話による交信

航空波及び消防波等の無線不感地域においては、必要に応じて、航空衛星電話 (イリジウム) 等を活用するものとする。

その運用については、調整本部、ヘリベース指揮者の指示によるものとする。

第 4 章 航空部隊の運用等

第 20 ヘリベースにおける班構成及び各班の任務

ヘリベースにおける班構成及び各班の任務については、資料 10 のとおりとする。

第 21 緊援隊航空部隊の運用及び支援要領

緊援隊航空部隊の運用及び支援要領については、資料 11 のとおりとする。

第 22 ヘリベース管理運用様式

ヘリベースにおける緊援隊航空部隊の活動等に関する管理運用に使用する様式は、次のとおりとする。

なお、ヘリベース指揮者は、各様式を情報共有ボードに掲載するとともに、調整本部に情報提供し、調整本部は、緊急消防援助隊以外の救援活動実施部隊等の情報をヘリベース指揮者に提供して、情報の共有化を図るものとする。

- (1) 緊援隊航空部隊の受付
緊援隊航空部隊がヘリベースに到着したときは、様式 3 により受付を行う。
- (2) 緊援隊航空部隊連絡先
応援出動した緊援隊航空部隊の連絡先等を様式 4 により取りまとめるものとする。
- (3) ヘリコプター離着陸拠点情報
ヘリコプターの離着陸拠点に関する情報を様式 5 により取りまとめるものとする。
- (4) 応援航空機の情報
応援航空機の機体に関する情報等を様式 6 により取りまとめるものとする。
- (5) 緊援隊航空部隊に対する任務受付付与記録
緊援隊航空部隊に対する任務の要請状況及び活動内容を様式 7 に取りまとめるものとする。

(6) 緊援隊航空部隊に対する活動指示及び活動完了報告

緊援隊航空部隊に対して活動を指示する場合は、様式8により活動指示書を作成し、活動航空部隊に任務付与を行うとともに、その活動結果報告を様式8により受けるものとする。ただし、緊急に任務を指示する必要がある場合は、口頭により活動航空部隊に任務付与を行うことができるものとし、任務付与後、速やかに活動指示書を作成するものとする。

また、任務付与にあたっては、被災市町村（被災地を管轄する消防本部）から活動場所周辺の案内図（活動場所の緯度、経度を記載）、活動場所付近の地図（送電線等の障害情報を記載）及びランディングポイントの地図（要図を含む）等入手し、活動指示書に添付して、行うものとする。

(7) 緊援隊航空部隊活動日誌（全体）

緊援隊航空部隊の活動日誌を様式9により作成するものとする。

(8) 無線使用周波数リスト

応援出動した緊急消防援助隊の陸上部隊及び航空部隊並びに応援先消防本部等の無線使用周波数リストを様式10により作成するものとする。

(9) ヘリベースの配置等の各種情報

ヘリベース配置図を様式11により作成するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この計画は、平成29年12月27日から施行する。

（和歌山県緊急消防援助隊航空部隊受援計画の廃止）

- 2 和歌山県緊急消防援助隊航空部隊受援計画（平成29年3月15日制定）は、廃止する。